



2021年 3月 29日

各 位

会社名 アークランドサカモト株式会社
代表者名 代表取締役会長（CEO） 坂本 勝司
（コード番号 9842 東証第一部）
問合せ先 専務取締役管理本部長 志田 光明
（TEL. 0256-33-6000）

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、2021年5月13日開催予定の第52回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図るため、また、同業他社との月次比較の利便性等を考慮し、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年2月20日

変更後：毎年2月末日

（注）決算期変更の経過期間となる第53期は2021年2月21日から2022年2月28日までの12か月8日間となる予定です。

3. 今後の見通し

本日開示いたしました決算短信をご覧ください。

4. 定款の一部変更

（1）定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月20日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年<u>2月21日</u>から翌年<u>2月20日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月20日</u>とする。 ② 当社は、毎年<u>8月20日</u>を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。 ② 当社は、毎年<u>8月31日</u>を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>第38条(事業年度)の規定にかかわらず、第53期事業年度は、2021年2月21日から2022年2月28日までの12か月8日間とする。</u></p> <p>第2条 <u>第39条(剰余金の配当の基準日)第2項の規定にかかわらず、第53期事業年度の中間配当の基準日は、2021年8月20日とする。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、第53期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2021年5月13日
定款変更の効力発生日 (予定) 2021年5月13日

以 上